

元特捜部長ら有罪



発行所
山形新聞社
山形市旅籠町2-5-12
電話 代表023(622)5271
Copyright (c) 2012
Yamagata Shimbun

2012年
3月30日
〈金曜日〉

速電
報版子

購読申し込み
(9-17時)

0120-81-8040

やまがた
ニュースオンライン

<http://yamagata-np.jp>

Mbi | eやましん

<http://yamagata-np.jp/k/>



詳しくは山形新聞を
ご覧ください。

証拠隠蔽事件で大阪地裁判決

改ざんもみ消し認定

大阪地検特捜部の証拠改ざん隠蔽（いんぺい）事件で、犯人隠避罪に問われた元特捜部長大坪弘道被告（58）と元副部長佐賀元明被告（51）に、大阪地裁（岩倉広修裁判長）は30日、それぞれ懲役1年6月、執行猶予3年（求刑各懲役1年6月）を言い渡した。



大阪地検特捜部の証拠改ざん隠蔽事件の判決公判で、大阪地裁に入る元部長大坪弘道被告（右）と元副部長の佐賀元明被告

岩倉裁判長は判決理由で「データ変造の報告を受けた佐賀元副部長が大坪元部長に報告し、故意の改ざんを過失とすり替えた」と述べ、故意の隠ぺいを認定した。

検察の信頼を大きく揺るがした事件に司法の判断が示され、現在進められている検察改革の行方にも影響がありそうだ。

検察側は公判で、大坪元部長らが前田恒彦元検事（44）＝実刑確定＝による証拠品のフロッピーディスクのデータ改ざんを「故意」と知りつつもみ消し

た、と指摘した。

一方、2人は「書き換えはミスと聞き、故意の認識はなかった」と全面無罪を主張。最大の争点は2010年1月30日夜、前田元検事が佐賀元副部長に改ざんを電話で打ち明け、2人に故意の認識があったかどうかだ。

検察側は「電話でフロッピーを故意に変えた」と伝えた」とする前田元検事や、「電話を受け元副部長は涙を流した」と述べた現職検事らの証言を立証の柱に「組織防衛と保身のため犯罪をもみ消した」と批判。

これに対し、弁護側は「その夜に前田元検事との電話はなく、後日『データを誤って書き換えた』と報告を受けた」と反論した。